

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

D-289 脂肪酸分画の算定について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

- 1 脂質異常症と次の併存病名のみに対する D010「7」脂肪酸分画の算定は、原則として認められる。
 - (1) 心筋梗塞
 - (2) 狭心症
 - (3) 脳梗塞
 - (4) 慢性動脈閉塞症（閉塞性血栓血管炎（バージャー病）又は閉塞性動脈硬化症）
- 2 脂質異常症疑いと動脈硬化症の併存病名のみに対する D010「7」脂肪酸分画の算定は、原則として認められない。
- 3 高血圧症と次の併存病名のみに対する D010「7」脂肪酸分画の算定は、原則として認められない。
 - (1) 慢性動脈閉塞症（閉塞性血栓血管炎（バージャー病）又は閉塞性動脈硬化症）
 - (2) 動脈硬化症
- 4 高血圧症疑いと次の併存病名のみに対する D010「7」脂肪酸分画の算定は、原則として認められない。
 - (1) 心筋梗塞
 - (2) 狭心症
 - (3) 脳梗塞
 - (4) 慢性動脈閉塞症（閉塞性血栓血管炎（バージャー病）又は閉塞性動脈硬化症）
 - (5) 動脈硬化症

○ 取扱いの根拠

脂肪酸分画は、エイコサペンタエン酸（EPA）やドコサヘキサエン酸（DHA）、アラキドン酸（AA）、ジホモ- γ -リノレン酸（DHLA）などを分画定量し、脂質異常症患者の動脈硬化性心疾患や脳血管障害の進展のリスクを知るために用いられる検査である。

以上のことから、脂質異常症と 1 の傷病名のみの場合の当該検査の算定

は原則として認められるが、脂質異常症疑いと動脈硬化症の傷病名のみの場合は原則として認められないと判断した。

また、脂質異常症のない高血圧症と 3 の傷病名のみ及び高血圧症疑いと 4 の傷病名のみの場合の当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。